

2019 年度及び 2020 年度技能五輪全国大会・全国アビリンピック ロゴマーク及びスローガン使用規程

(目的)

第1 この規程は、2019 年度及び 2020 年度技能五輪全国大会・全国アビリンピックの大会ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）及び大会スローガン（以下「スローガン」という。）の使用に関し、その取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2 愛知県で開催する2019年度「第57回技能五輪全国大会・第39回全国アビリンピック」及び2020年度「第58回技能五輪全国大会・第40回全国アビリンピック」を広くPRすることを目的として、次に掲げる場合を除き、使用することができる。

- (1) 技能五輪全国大会・全国アビリンピックの目的等と著しく乖離し、又はその品位が損なわれるおそれがある場合
- (2) 法令、公序良俗に反する目的、又はそのおそれのある目的に供される場合
- (3) 障害者就労施設等以外の使用者がロゴマーク及びスローガンの使用により利益を受けようとする場合
- (4) その他、愛知県が使用について不相当と認めた場合

(使用手続)

第3 ロゴマーク及びスローガンを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、使用開始前にロゴマーク及びスローガン使用申請書（様式1）により愛知県に使用申請し、許諾を受けなければならない。

ただし、次に掲げるものについては、申請を要しない。

- (1) 愛知県の広報活動及び愛知県が主催、共催、又は後援する事業における使用
 - (2) 国の行政機関及び中央職業能力開発協会における使用
 - (3) 「あいち技能五輪・アビリンピック推進協議会」が行う事業における使用
 - (4) 「あいち技能五輪・アビリンピック推進協議会」が行う事業に対する企業・団体等の協賛特典における使用
 - (5) 新聞、雑誌、テレビ等報道機関の報道を目的とした使用
- 2 愛知県は、申請者の申請が本使用規程に照らし適当と判断した時は、申請者に対しロゴマーク及びスローガン使用許諾書（様式2）により使用を許諾する。

(使用者の責務等)

第4 使用許諾を受けた者及び第3第1項第1号から第4号に掲げる者（以下「使用者」という）は、信義に従い、誠実に本規程を履行しなければならない。なお、愛知県はロゴマーク及びスローガンの使用に伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

2 使用者は、別添「大会ロゴマーク・大会スローガン使用ガイド」に掲げる事項を遵守しなければならない。

(使用改善の要求)

第5 使用者が、第2から第4に定める事項に抵触している場合には、愛知県は当該使用者に対し、使用の改善を求めることができる。なお、愛知県はこの要求に伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

(使用料)

第6 ロゴマーク及びスローガンの使用料は無償とする。

(データの提供)

第7 使用者は、ロゴマークの基本デザインについて電子データの提供を愛知県から受けることとする。

(成果物の提出)

第8 使用者は、ロゴマーク及びスローガンを使用したときは速やかに作成した成果物の現物、写真又はコピー等を提出しなければならない。

(許諾の変更)

第9 使用者が許諾内容について変更をしようとする場合は、あらかじめロゴマーク及びスローガン使用変更申請書(様式3)を愛知県に提出するものとする。

2 愛知県は、前項に規定する申請書を受理した場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、ロゴマーク及びスローガン使用変更許諾書(様式4)により変更を許諾する。

(許諾の取消し)

第10 愛知県は、ロゴマーク及びスローガンの使用がこの規程及び許諾の内容に違反していると認められる場合は、許諾を取り消すことができる。なお、愛知県はこの取消しに伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

附 則

本規程は、平成29年4月26日から施行する。

附 則

本規程は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

本規程は、令和元年5月1日から施行する。